

平成31年

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

第1回定例会

会 議 録

平成31年2月21日招集

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

平成31年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 会議録

平成31年2月21日(木) 午後2時15分開議

ベストウェスタンレンブラントホテル鹿児島リゾート 2階 桜島の間

議事日程〔第1号〕

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第1号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、
休日等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 5 議案第2号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に
関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 6 議案第3号 平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般
会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第4号 平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期
高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第5号 平成31年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般
会計予算
- 日程第 9 議案第6号 平成31年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期
高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(11人)

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|----|-----|-----|----|----|
| 2番 | 山口 | たけし | 議員 | 3番 | 西平 | 良将 | 議員 |
| 4番 | 新屋敷 | 幸隆 | 議員 | 7番 | 下平 | 晴行 | 議員 |
| 8番 | 西江園 | 明 | 議員 | 10番 | 伊瀬知 | 正人 | 議員 |
| 12番 | 森川 | 和美 | 議員 | 14番 | 木場 | 一昭 | 議員 |
| 15番 | 小野 | 光夫 | 議員 | 16番 | 名越 | 修 | 議員 |
| 18番 | 鎌田 | 愛人 | 議員 | 19番 | 欠員 | | |

欠席議員(8人)

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 森 | 博幸 | 議員 | 5番 | 福田 | 俊一郎 | 議員 |
| 6番 | 本坊 | 輝雄 | 議員 | 9番 | 朝山 | 毅 | 議員 |
| 11番 | 湯元 | 敏浩 | 議員 | 13番 | 平八重 | 光輝 | 議員 |
| 17番 | 岩川 | 俊広 | 議員 | 20番 | 外内 | 千里 | 議員 |

説明のため出席した者(14人)

| | | | | | | | |
|-------|----|----|---|--------|-----|----|---|
| 広域連合長 | 岩切 | 秀雄 | 君 | 副広域連合長 | 川添 | 健 | 君 |
| 事務局長 | 前田 | 慎一 | 君 | 事務局次長 | 小田 | 利次 | 君 |
| 総務課長 | 佐藤 | 一郎 | 君 | 業務課長 | 山元 | 茂 | 君 |
| 総務課主事 | 菊永 | 真衣 | 君 | 総務課主事 | 中村 | 僚 | 君 |
| 業務課主査 | 堀田 | 和哉 | 君 | 業務課主査 | 田原 | 直子 | 君 |
| 業務課主事 | 近藤 | 宇男 | 君 | 業務課主事 | 佐多 | 晃一 | 君 |
| 業務課主事 | 木下 | 輝之 | 君 | 業務課主事 | 山ノ内 | 良成 | 君 |

職務のため出席した者(1人)

事務局主事 峯下 俊介 君

＝開会：午後２時１５分＝

○議長（山口 たけし君） これより、平成３１年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第１回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（山口 たけし君） この際、諸般の報告をいたします。

まず、平成３０年１１月２０日付けで前薩摩川内市議会議長の新原春二議員から、一身上の都合により、広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出が提出されました。

よって、地方自治法第１２６条の規定により、同日付けで、これを許可いたしましたので、御報告申し上げます。

また、平成３１年１月１５日付けで阿久根市長の西平良将議員が、同年１月２４日付けで前宇検村長の元田信有議員が、それぞれの市長、村長の任期満了に伴い、広域連合規約第９条第２項の規定により、広域連合議会議員を失職しましたことを御報告いたします。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、監査委員から、地方自治法第２３５条の２第３項の規定による「例月現金出納検査」の結果報告がありました。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程〔第１号〕のとおりであります。

○議長（山口 たけし君） それでは、日程第１「議席の指定」を行います。

去る、平成３０年１２月２１日付け、及び平成３１年１月１６日付けの告示により実施された、広域連合議会議員補欠選挙で当選されました、福田俊一郎議員及び西平良将議員の議席は、会議規則第４条第２項の規定により、福田俊一郎議員を５番、西平良将議員を３番に指定いたします。

○議長（山口 たけし君） 次は、日程第２「会議録署名議員の指名」を行います。

今議会の会議録署名議員は、議席番号８番 西江園明議員及び議席番号１２番 森川和美議員を指名いたします。

○議長（山口 たけし君） 次は、日程第３「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今議会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（山口 たけし君） ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

○広域連合長（岩切 秀雄君） 皆さん、こんにちは。

平成31年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、大変御多用の中、御出席を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げますとともに、後期高齢者医療制度につきましては、議員の皆様方をはじめ関係機関の御理解・御協力のおかげをもちまして、円滑な運営が図られていることに、深く感謝を申し上げます。

さて、国においては、集中改革期間である今年度までの取り組みの進捗や効果を分析、評価し、課題を明確にした上で、基盤強化期間の初年度となる平成31年度は、社会保障関係費の伸びを高齢化による増加分に相当する水準におさめるという方針の下、国民皆保険を維持しつつ、制度の持続可能性を確保するため、医療・介護制度改革をはじめ、全世代型社会保障の考え方に基づく取り組みを一層推進することといたしております。

このような状況の中、当広域連合といたしましては、こうした国の動向を注視し、高齢者の方々が安心して医療を受けることができるよう、本制度の円滑な運営に努めるとともに、引き続き被保険者の皆様の健康の維持・増進を図ってまいりたいと考えております。

本日は、条例の一部改正及び一般会計・特別会計の平成30年度補正予算並びに平成31年度当初予算の6件の議案を提案いたしております。何卒、慎重な御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、議員の皆様方をはじめ関係各位におかれましては、今後とも当広域連合の運営に御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げて、議会開催にあたりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

○議長（山口 たけし君） 次は、日程第4 議案第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

この条例改正は、提案理由にございますように、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、改正が必要となったものでございます。

すなわち、長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制においては、この法律により罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入され、原則として、平成31年4月1月から施行されることとなっております。

また、国家公務員においても、去る2月1日付けで、職員の勤務時間、休日及び休暇について規定している人事院規則の一部を改正する人事院規則が公布され、超過勤務命令の上限規定が新たに設けられるなどしたところでございます。

一方、地方公務員についても、国家公務員の措置等を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど、所要の措置を講じるとともに、本年4月から適用すべく、条例の改正等を行うよう、各地方公共団体に対し、国から要請があったところでございます。

以上のようなことから、当広域連合においても、条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正内容でございますが、2ページの新旧対照表を御覧ください。

具体的な措置の内容につきましては、改正人事院規則等の内容を参考に、後もって条例施行規則で定めることとしておりますことから、この条例改正においては、正規の勤務時間以外の時間における勤務について規定している第7条に第2項として、「前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。」との条項を新たに設けるものでございます。

施行期日については、平成31年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（山口 たけし君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（山口 たけし君） 次は、日程第5 議案第2号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第2号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の3ページからでございますが、この条例改正は、5ページの提案理由にございますように、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正等に伴い、所得の少ない被保険者に対して課する保険料の算定に係る基準等が見直されることにより、改正が必要となったものでございますので、はじめに、別途お配りしてございます議案説明資料に基づき、その見直し内容について、御説明申し上げます。

議案説明資料、鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正概要の1ページを御覧ください。

まず、1低所得世帯の被保険者に係る保険料の減額基準の見直し（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正関係）でございますが、(1)のアに記載のとおり、後期高齢者医療制度においては、低所得者対策として、世帯の所得に応じて、保険料のうち被保険者均等割額を7割、5割、2割の3段階で軽減する措置が制度上設けられております。

イの①から③に記載のこの軽減に係る基準を見直すことを内容とする高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が、去る1月25日に公布され、本年4月1日から施行されることとなったところでございます。

具体的には、(3)の改正の内容に記載のとおり、被保険者均等割額を軽減する基準のうち、5割軽減及び2割軽減に係る基準について、消費者物価の伸びの見通し等を考慮し、軽減措置の対象である世帯が、生活水準が変わらなければ引き続き当該軽減措置の対象となるように、5割軽減に係る基準について、被保険者数に乗ずる金額、すなわち上記②の算定式でアンダーラインの引いてある27万5千円が28万円に、また、2割軽減に係る基準について、同様に③の算定式でアンダーラインの引いてある50万円が51万円に、それぞれ引き上げられるものでございます。

2ページをお開き願います。

次に、2 保険料軽減特例の見直し（予算措置により実施されてきた軽減特例に係る国庫補助の廃止関係）でございます。

軽減特例については、（1）のアに記載のとおり、平成20年度からの後期高齢者医療制度施行に当たり、激変緩和の観点から、毎年度、保険料について制度上の軽減措置に加え、予算措置による特例の軽減措置が実施されておりました。

その内容は、イの①から③に記載のとおりでございます。②の所得割額の軽減及び③の被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減については、すでに平成29年度から段階的に見直されており、①の被保険者均等割額の軽減のみが継続となっていたところでございます。

この①の被保険者均等割額の軽減は、先ほど1 ページで説明いたしました制度上の軽減措置のうち、7割軽減される世帯で、（ア）の場合は、さらに2割が上乗せされて9割軽減となり、それ以外の場合は、さらに1.5割が上乗せされて8.5割軽減となるというものでございますが、（2）の見直しの趣旨に記載のとおり、国の社会保障制度改革推進本部において、すでに見直すことが決定されていたところであり、そのことを踏まえ、この度、平成31年度から見直されることとなったものでございます。

見直しの内容でございますが、3 ページの（3）のアに記載のとおり、被保険者均等割額の9割と8.5割の軽減特例については、消費税率引き上げによる財源を活用した社会保障の充実策として、介護保険料軽減の拡充及び年金生活者支援給付金の支給が、平成31年10月から開始されるのにあわせて見直すこととし、10月分から当該軽減特例に係る国庫補助が廃止されます。

軽減割合の適用については、年度を通して保険料率を同一にする必要があることから、現行の9割軽減対象者については①に記載のとおり、平成31年度は通年で8割軽減となり、32年度以降は7割軽減となって、本則に戻ります。

なお、9割軽減対象者は、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給により、基本的には負担増とならないとされております。

次に、現行の8.5割軽減の対象者については、②の（ア）に記載のとおり、年金生活者支援給付金の支給対象ではないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、平成31年10月から1年間に限り、軽減特例に係る国庫補助廃止により負担増となる所要額について、特例的に補填を行うこととなっております。

このため、4ページの（イ）から（エ）に記載のとおり、平成31年度においては、年間保険料は通年で8.5割軽減となり、従来と同じでございます。

平成32年度においては、平成32年10月以降、1.5割上乗せの特例的な補填が廃止されることから、通年で7.75割軽減となり、また、33年度以降は、すでに国庫補助及び特例的な補填が廃止されていることから、7割軽減となって、本則に戻ります。

次に、4ページのイの被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減でございますが、これは先ほど申し上げましたように、すでに段階的見直しが行われていたもので、平成31年度以後は、資格取得後2年間に限り、均等割額を5割軽減とするものでございます。

それでは、条例の主な改正内容でございますが、新旧対照表で御説明申し上げます。

議案書の6ページをお開き願います。

条例の第15条は、所得の少ない者に係る保険料の減額について規定している条項でございますが、第1項第1号の2は、保険料均等割額の7割軽減に2割を上乗せして9割軽減とする特例措置についての規定、同項第2号は、均等割額の5割軽減についての規定、同項第3号は、2割軽減についての規定でございますが、先ほど議案説明資料で説明いたしました見直し内容を踏まえ、新旧対照表のとおり改めるものでございます。

8ページをお開き願います。

8ページの中ほどから附則となっておりますが、8ページ下段から9ページにかけての附則第4条は、均等割額軽減特例の見直しにより、平成31年度において、現行の9割軽減対象者は、通年で8割軽減に、現行の8.5割軽減対象者は、通年で従来どおりとなることを、それぞれ第1項

及び第2項に規定するものでございます。

また、9ページ下段から10ページにかけての附則第6条は、現行の8.5割軽減対象者が、平成32年度においては、通年で7.75割軽減となる規定を新たに設けるものでございます。

9ページにお戻りいただきまして、附則第5条は、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減について、平成31年度以後は本則に戻ることから、新旧対照表のとおり改めるものでございます。

4ページにお戻りいただきまして、施行期日は、平成31年4月1日としておりますが、経過措置として、改正後の条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料に適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（山口 たけし君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第2号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（山口 たけし君） 次は、日程第6 議案第3号「平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第3号「平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について、御説明申し上げます。

議案書の11ページをお開き願います。

今回の補正は、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,363万6千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,669万2千円とするものでございます。

主な点について、事項別明細書で御説明申し上げます。

17ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金 第1項第1目 事務費負担金を1,363万6千円減額いたしております。これは、歳出における執行見込残等を減額することに伴い、その財源である市町村からの共通経費負担金を減額するものでございます。

18ページをお開き願います。

次に歳出でございます。

第1款第1項第1目 議会費で、164万6千円減額いたしております。これは、定例会開催に必要な経費の実績見込みに伴い減額するものでございます。

第2款 総務費 第1項第1目 一般管理費で、769万8千円減額いたしております。これは、主なものとしたしまして、第9節 旅費で、今年度新たに派遣された職員の赴任旅費の執行残や運営委員会及び幹事会における委員等の旅費の執行見込残、第19節 負担金、補助及び交付金で、派遣職員人件費等負担金の不用見込額などを減額するものでございます。

第3款第1項第1目 予備費で、422万1千円減額いたしております。これは、昨年11月の平成30年第2回定例会でお認めいただきました第1号補正予算で増額した分を当初予算額に減額することで、市町村共通経費の総額を少なくし、各市町村の負担金額を抑えようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（山口 たけし君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第3号「平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（山口 たけし君） 次は、日程第7 議案第4号「平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第4号「平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、御説明申し上げます。

議案書の21ページをお開き願います。

今回の補正は、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億7,882万8千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,775億3,601万8千円とするものでございます。

主な点について、事項別明細書で御説明申し上げます。

26ページをお開き願います。

まず歳入でございまして。

第1款 市町村支出金 第1項第1目 事務費負担金を6,013万1千円減額いたしております。これは、歳出において、市町村からの共通経費負担金を財源としている各種事業等の実績見込みにより減額するものでございます。

第3目 療養給付費負担金を1億1,220万5千円、その次の第2款 国庫支出金 第1項第1目 療養給付費負担金を3億3,661万4千円、さらにこのページ一番下の第3款 県支出金 第1項第1目 療養給付費負担金を1億1,220万5千円、それぞれ増額いたしております。これらは、いずれも法定の市町村、国及び県の定率負担分でございます。療養給付費の実績見込みに基づき、それぞれ増額するものでございます。

26ページの中ほど、第2款 国庫支出金 第1項第2目 高額医療費負担金及びこのページ一番下の第3款 県支出金 第1項第2目 高額医療費負担金をそれぞれ3,703万6千円増額いたしております。これらは、いずれもレセプト1件当たり80万円を超える高額な医療費が発生した時、広域連合の負担軽減のため支援する国・県の負担金でございます。高額医療費の実績見込みに基づき増額するものでございます。

26ページ中ほど、第2款 国庫支出金 第2項第1目 調整交付金を11億2,995万9千円増額いたしております。これは、普通調整交付金が療養給付費の実績見込みにより9億4,633万6千円増額、特別調整交付金はその交付対象となる長寿・健康増進事業の実績見込み並びに健康診査に係る国庫補助金が予算額を超過したため、その不足分及び保険者インセンティブによる交付金が特別調整交付金の対象となったことなどから1億8,362万3千円増額となることによるものでございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金を6,755万3千円減額いたしております。これは、主として、ただいま特別調整交付金のところで説明いたしましたように、各広域連合の健康診査に係る国庫補助金申請額が国の予算額を超過したことから、その不足分は特別調整交付金の対象とすることとされ、その結果、交付申請額を下回る交付決定額となったことにより減額するものでございます。

27ページを御覧ください。

第4款 支払基金交付金 第1項第1目 後期高齢者交付金を4億9,978万3千円減額いたしております。これは、国保や被用者保険など現役世代が加入する保険者からの支援金でございまして、療養給付費の実績見込みに基づき減額するものでございます。

第5款第1項第1目 特別高額医療費共同事業交付金を1,403万円増額いたしております。これは、1件当たり400万円を超えるレセプトのうち200万円を超える部分について、国保中央会が全国レベルで財政調整を行った上で交付する交付金でございまして、前年度と同程度の交付を見込んで増額するものでございます。

一番下の第6款 諸収入 第3項第2目 返納金を2,852万1千円増額いたしております。これは、医療機関からの診療報酬返還金や被保険者の不当利得に伴う療養給付費返還金の収納見込みに基づき増額するものでございます。

28ページをお開き願います。

次に歳出でございまして。

第1款 総務費 第1項第1目 一般管理費を9,468万4千円増額いたしております。これは、長寿・健康増進事業に係る市町村への補助金の実績見込みに伴い増となることなどによるものでございます。

第2款 保険給付費 第1項第1目 療養給付費を19億788万6千円増額、第2目 療養費を1億4,153万2千円減額いたしております。これは、療養給付費及び療養費の実績見込みに基づくものでございます。

第2項 高額療養諸費 第1目 高額療養費を3億4,146万4千円増額いたしております。これは、高額療養費の実績見込みに基づき増額するものでございます。

29ページを御覧ください。

第3項 その他医療給付費 第1目 葬祭費を1,396万円増額いたしております。これは、葬祭費の実績見込みに基づき増額するものでございます。

第4款 保健事業費 第1項第2目 その他健康保持増進事業費及び第2項第1目 長寿健康増進事業費は、当初、一般財源を充当してござい

たが、特別調整交付金の中の保険者インセンティブ交付金の充当が可能となったため財源組み替えを行うものでございます。

第7款第1項第1目 予備費を10億2,530万8千円減額いたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（山口 たけし君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第4号「平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（山口 たけし君） 次は、日程第8 議案第5号「平成31年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第5号「平成31年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、御説明申し上げます。

議案書の31ページをお開き願います。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,800万円といたしており、35ページ及び36ページの事項別明細書の1総括に記載のとおり、歳入歳出それぞれ前年度より189万3千円の増額となっております。

主な点について、37ページ以下の事項別明細書で御説明申し上げます。
それでは、37ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金 第1項第1目 事務費負担金は、市町村からの共通経費負担金でございます。前年度より189万2千円増の8,799万7千円を計上いたしております。

38ページをお開き願います。

次に歳出でございます。

第1款第1項第1目 議会費は、平成31年度において、今年7月1日で任期満了となる議会議員の一斉改選が行われ、一斉改選後、正・副議長等の選出を行うための臨時会を開催する必要がありますことから、定例会2回、臨時会2回分の議会開催経費として、前年度より99万円増の539万5千円を計上いたしております。

38ページから39ページにかけての第2款 総務費 第1項第1目 一般管理費は、幹事会、運営委員会、各種会合の旅費及び職員の赴任旅費、事務室の借上料、派遣職員の人件費等負担金などございまして、前年度より79万1千円増の8,107万9千円を計上いたしております。

増額の主なものは、平成31年度から新たに派遣される職員数が、30年度からの派遣職員数よりも多いことによる赴任旅費の増や財務会計システムのサーバーの基本ソフトを更新するための委託料の増などございます。

39ページから40ページにかけての第2項 選挙費、40ページの第3項 監査委員費は、記載のとおりでございます。

第3款第1項第1目 予備費は、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（山口 たけし君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質

疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第5号「平成31年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（山口 たけし君） 次は、日程第9 議案第6号「平成31年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第6号「平成31年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、御説明申し上げます。

議案書の43ページをお開き願います。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,771億4,355万2千円といたしており、47ページ及び48ページの事項別明細書の1総括に記載のとおり、歳入歳出それぞれ前年度より52億1,389万1千円の増額となっております。

43ページにお戻りいただきまして、第2条で、一時借入金の限度額を、これまでと同額の15億6千万円といたしております。

主な点について、49ページ以下の事項別明細書で御説明申し上げます。

49ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第1款 市町村支出金 第1項第1目 事務費負担金は、業務課職員の共通経費や医療費適正化事業等に対する市町村の共通経費負担金でござい

まして、前年度より9,616万3千円減の5億3,455万8千円を計上いたしております。

第2目 保険料等負担金は、前年度より3億9,834万7千円増の206億3,464万7千円を計上いたしております。これは、保険料軽減特例の見直し等により算出保険料額の増が見込まれることによるものでございます。

第3目 療養給付費負担金は、前年度より5億8,128万3千円増の222億2,058万4千円を、また、次の第2款 国庫支出金 第1項第1目 療養給付費負担金は、前年度より17億4,384万7千円増の666億6,175万2千円を、このページ一番下の第3款 県支出金 第1項第1目 療養給付費負担金は、前年度より5億8,128万3千円増の222億2,058万4千円を、それぞれ計上いたしております。

これら法定の市町村、国及び県の定率負担分は、いずれも算出基礎となる給付費等総額の増によるものでございます。

49ページ中ほどの第2款 国庫支出金 第1項第2目 高額医療費負担金及び50ページ一番上の第3款 県支出金 第1項第2目 高額医療費負担金は、いずれも前年度より1億2,199万円増の12億1,437万7千円を計上いたしております。

49ページにお戻りいただきまして、第2款 国庫支出金 第2項第1目 調整交付金は、広域連合間の所得格差による財政力の不均衡を是正することなどを目的に交付されるものでございますが、算出基礎となる給付費等総額の増により、前年度より12億7,043万9千円増の277億9,926万4千円を計上いたしております。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、重複・頻回受診者訪問指導事業等に対する医療費適正化事業費補助金、長寿健診や口腔検診事業に対する健康診査費補助金などございまして、前年度より387万8千円増の1億4,102万9千円を計上いたしております。

第3目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、被保険者の保険料軽減特例措置に必要な経費として交付されるものでございまして、均等割軽減の特例措置の見直しが実施されることにより、前年度より3億

9, 289万1千円減の9億7, 354万円を計上いたしております。

50ページをお開き願います。

上から2番目の第4款 支払基金交付金 第1項第1目 後期高齢者交付金は、算出基礎となる給付費等総額の増により、前年度より31億1, 609万9千円増の1, 098億3, 447万7千円を計上いたしております。

第5款第1項第1目 特別高額医療費共同事業交付金は、前年度より1, 403万円増の5, 246万7千円を計上いたしております。

一番下の第6款 諸収入 第3項第1目 第三者納付金は、交通事故等に係る医療費について、加害者への損害賠償請求事務を委託している国保連合会から納付される損害賠償金でございまして、平成30年度の実績見込みから算出し、前年度より2, 355万9千円減の2億9, 540万3千円を計上いたしております。

51ページを御覧ください。

第7款第1項第1目 繰越金は、平成30年度歳出予算の予備費の予算現額と同額となる33億4, 302万8千円を計上いたしております。

52ページをお開き願います。

次に歳出でございます。

52ページから53ページにかけての第1款 総務費 第1項第1目 一般管理費は、電算処理システムの保守・運用等の業務委託料、電算処理システム機器等の賃借料、業務課派遣職員の人件費等負担金などでございまして、前年度より1億2, 535万2千円減の3億6, 456万5千円を計上いたしております。

53ページの第2項 医療費適正化事業費 第1目 レセプト点検事業費は、レセプト二次点検等業務委託料や国保連合会への診療報酬明細書等データ作成業務委託料などでございまして、前年度より98万8千円増の1億2, 326万9千円を計上いたしております。

第2目 訪問指導事業費は、重複・頻回受診者に対する訪問指導事業等に係る市町村への業務委託料などでございまして、前年度より113万6千円減の2, 032万円を計上いたしております。

54ページをお開き願います。

第4目 医療費通知事業費は、年3回実施する医療費通知の郵送料と通知書作成業務委託料でございまして、前年度より37万5千円増の4,732万4千円を計上いたしております。

第5目 第三者行為求償事業費は、交通事故などの第三者行為に関する求償事務に係る国保連合会への業務委託料でございまして、前年度より117万9千円減の1,483万2千円を計上いたしております。

一番下の第2款 保険給付費 第1項第1目 療養給付費は、前年度より69億4,157万円増の2,591億3,562万6千円、55ページ一番上の第2目 療養費は、前年度より1億3,784万1千円減の21億3,168万4千円を、それぞれ計上いたしております。これらは、療養給付費及び療養費の給付見込みに基づき計上したものでございます。

第3目 審査支払手数料は、国保連合会へのレセプト審査支払手数料でございまして、審査支払件数の見込みに基づき、前年度より720万2千円増の5億5,884万円を計上いたしております。

第2項 高額療養諸費 第1目 高額療養費は、前年度より6億2,569万9千円増の122億2,608万8千円、第2目 高額介護合算療養費は、前年度より560万1千円増の2億7,150万1千円を、それぞれ計上いたしております。これらは、高額療養費等の給付見込みに基づき計上したものでございます。

第3項 その他医療給付費 第1目 葬祭費は、葬祭費の給付見込みに基づき、前年度より2,068万円増の3億4,268万円を計上いたしております。

第3款第1項第1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、前年度より355万3千円増の5,641万6千円を計上いたしております。

56ページをお開き願います。

第4款 保健事業費 第1項第1目 健康診査費は、前年度に75歳に達した被保険者を対象に実施する口腔検診事業に係る県歯科医師会等への業務委託料及び市町村が実施する健康診査、長寿健診に対する補助金等でございまして、前年度より2,622万円増の3億925万9千円を計上

いたしております。

口腔検診事業に係る経費については、これまで次の第2目 その他健康保持増進事業費において計上してはりましたが、第1目の健康診査費で計上することとしたところでございます。

第2目 その他健康保持増進事業費は、前年度より1億4,692万7千円増の1億5,836万円を計上いたしております。これは、これまで第1款 総務費 第1項第1目 一般管理費において予算計上していた後期高齢者医療制度特別対策補助金のうち、市町村が被保険者の健康づくりのため実施する長寿・健康増進事業に係る補助金を移し替えたことなどによるものでございます。

57ページ上から2番目の長寿健康増進事業費において実施していた、高齢者元気づくり事業いきいき教室に係る経費につきましても、第2目 その他健康保持増進事業費において計上することとしたことから、この項は廃止することといたしております。

第6款 諸支出金 第1項第2目 保険料還付金は、前年度と同額の2,769万円を計上いたしております。

58ページをお開き願います。

第7款第1項第1目 予備費は、前年度より22億9,628万4千円減の13億5,066万6千円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（山口 たけし君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第6号「平成31年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（山口 たけし君） 以上で、今議会に付議された案件はすべて議了いたしました。

ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

○広域連合長（岩切 秀雄君） 定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、提案いたしました議案について、いずれも原案どおり可決を賜り、心から御礼を申し上げます。

当広域連合といたしましては、今後とも各関係機関、団体とも連携を図り、本制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方をはじめ関係各位におかれましては、今後とも制度の運営について、御理解・御協力を賜りますよう、あらためてお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

○議長（山口 たけし君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成31年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

＝閉会：午後3時02分＝

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 山 口 た け し

署名議員 西 江 園 明

署名議員 森 川 和 美